

# 事業評価委員会設置要領の 一部改正について

## 香川県経営・生産対策に係る事業評価委員会設置要領の改正について（案）

### 1 改正理由

平成 27 年 6 月から、農業生産流通課所管の単独県費補助事業において、農作業支援体制構築事業が新設されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

### 2 新旧対照表

改正後	改正前
<p>（設置の目的）</p> <p>第 1 強い農業づくり交付金対象事業、かがわの水田有効活用条件整備事業、「おいでまい」生産・販売拡大対策事業、高品質園芸作物生産拡大条件整備事業、<u>農作業支援体制構築事業</u>、かがわ 6 次産業化等促進整備事業、「さぬき讚フルーツ」生産拡大事業、施設園芸推進事業、オリーブ生産拡大総合支援事業及び企業等農業参入促進事業の実施手続等についての意見を聴くため、香川県経営・生産対策に係る事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。</p> <p>第 2～第 5 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>この要領は、平成 27 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>（設置の目的）</p> <p>第 1 強い農業づくり交付金対象事業、かがわの水田有効活用条件整備事業、「おいでまい」生産・販売拡大対策事業、高品質園芸作物生産拡大条件整備事業、かがわ 6 次産業化等促進整備事業、「さぬき讚フルーツ」生産拡大事業、施設園芸推進事業、オリーブ生産拡大総合支援事業及び企業等農業参入促進事業の実施手続等についての意見を聴くため、香川県経営・生産対策に係る事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。</p> <p>第 2～第 5 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>[新設]</p>

## 香川県経営・生産対策に係る事業評価委員会設置要領（案）

### （設置の目的）

第1 強い農業づくり交付金対象事業、かがわの水田有効活用条件整備事業、「おいでまい」生産・販売拡大対策事業、高品質園芸作物生産拡大条件整備事業、農作業支援体制構築事業、かがわ6次産業化等促進整備事業、「さぬき讚フルーツ」生産拡大事業、施設園芸推進事業、オリーブ生産拡大総合支援事業及び企業等農業参入促進事業の実施手続等についての意見を聴くため、香川県経営・生産対策に係る事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

### （構成）

第2 評価委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中に欠員となった補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げない。

5 委員は、協議に関して知り得た個人情報について、個人の権利利益の保護に留意し、第三者に漏らしてはならない。委員を退任した後においても同様とする。

### （委員長）

第3 評価委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、予め委員長が指名する委員がその職務を代行する。

### （庶務）

第4 評価委員会の庶務は、農政水産部農業生産流通課で処理する。

### （その他）

第5 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成13年3月23日から施行する。

この要領は、平成14年5月29日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年3月22日から施行する。

この要領は、平成22年3月26日から施行する。

この要領は、平成23年3月22日から施行する。

この要領は、平成24年3月30日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年 月 日から施行する。

## 新 農作業支援体制構築事業

予算額：21,000千円（平成27年度）

### 1 事業の趣旨

農家や農業法人が所得向上を目指して経営規模・品目の拡大を進めていくためには、その経営に見合った労働力を継続的に確保する必要がある。そこで、労働力の不足する農家等に必要な労働力を円滑に供給するため、本県の実態に即した「かがわ型農作業支援システム」を構築する。

### 2 事業の内容

#### 農作業支援体制構築事業

予算内訳：県推進費 500千円、補助金 20,500千円

#### (1) 農作業支援体制の構築（補助金：500千円で公募）

- ① 労働力需要調査（時期別、主要品目別、作業内容別）
- ② 農作業オペレーターなどの農作業従事を希望する者（求職者）及び労働力を必要とする農家（求人者）の募集
- ③ 求職者及び求人者のデータ蓄積、適正管理
- ④ 求職者及び求人者等への研修・セミナーの実施
- ⑤ 求職者と求人者とのマッチング及び農作業支援の実施

#### (2) 農作業支援に必要な機械の導入助成（補助金：20,000千円）

主要農業機械及びアタッチメント、レンタル用機械・器具

（例：トラクター、逆転ロータリー、施肥播種機、施肥機・マルチャー  
乗用管理機（防除機）、施肥播種機、穀粒選別機、堆肥散布機、溝掘機 等）

### 3 事業実施主体

職業紹介事業の許可を受け、又は補助事業年度の10月末までに職業紹介事業の許可の取得が確実と見込まれる農業生産法人等

### 4 補助率

- (1) 定額、(2) 1/2以内

### 5 事業実施期間

平成27年度～